

(公印省略)
令和7年12月18日

川西市議会議長
大矢根秀明様

総務生活常任委員長
中井成郷

委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

総務生活常任委員会における審査の経過と結果について

(審査日：令和7年12月8日、18日)

1. 議案第57号 川西市市民活動センター及び川西市男女共同参画センターの指定管理者の指定について

議案の概要

本案は、川西市市民活動センター及び川西市男女共同参画センターの指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

質疑の概要

問 川西市市民活動センター及び川西市男女共同参画センターにおける現在の指定管理期間は3年となっているが、5年に変更する理由を伺いたい。また、現指定管理者選定時からの審査項目等の変更点について伺いたい。

答 両センターにおける指定管理期間については、令和3年度の事業再検証を契機に、施設の設置目的を踏まえた上で貸館業務の近隣施設との集約可能性を検討するとしていたことから3年となっていたが、今回は前々回までの公募と同様に5年に戻したものである。

答 各審査項目における配点は、選定委員会の委員からの意見も踏まえて決定している。主な変更点は、総合評価点に占める価格点の割合を2割程度から3割に引き上げ、価格において競争性を働かせる仕組みにしたことや、業務運営計画については、市が求める水準や重視する事業の具体的な提案がなされているかを評価の視点として配点を大きくしている。また、運営の取組方針では、市民活動センター及び男女共同参画センターが併設館であることで生じる相乗効果の視点も採点に入れ、配点を引き上げている。一方で、施設の管理運営に応募した理由や安定的な管理のための人材育成など、点差が出にくいと思われる項目は配点を引き下げている。

問 現在の指定管理者は、これまで16年間にわたり両会館の指定管理業務を継続していると認識しているが、これまでの実績が審査過程でどのように反映されているのか伺いたい。

答 実績に対する評価が過大になると、新たな事業者の参入が困難となることから、選考委員会においては現指定管理者の実績を認識した上で、公正に審査された結果であると考えている。

問 両センターは、新たな指定管理者による運営が開始される予定であるが、業務等の引き継ぎが懸念されることから、市の見解を伺いたい。

答 選定委員会においても、引き継ぎに係る同様の意見を受けており、市民が当該施設を使用する際に支障が生じないよう、適切に引き継ぎを行いたいと考えている。
特記事項 配付資料あり（川西市市民活動センター・川西市男女共同参画センター指定管理者候補法人等評価結果）
審査結果 原案可決（賛成多数）

2. 議案第58号 川西市コミュニティセンター川西会館の指定管理者の指定について

議案の概要
本案は、川西市コミュニティセンター川西会館の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めようとするもの。
質疑の概要
問 当該会館の指定管理者の選定に当たっては、川西市コミュニティセンターに係る指定管理者選定委員会で行われているが、当該委員会の委員は学識経験者及び税理士のほか、市民委員が2名含まれていることから、市民委員に関する詳細について確認したい。
答 2名の市民委員のうち、1名は川西小学校区における自治会館等で活動している市民であり、もう1名は過去に公民館等の管理運営の経験がある元市職員となっている。
問 旧川西幼稚園における当該コミュニティセンター以外の部分について、改修工事を行った上で民間事業者等へ貸し付ける予定であると聞き及んでいることから、その詳細について伺いたい。
答 令和7年4月から5月にかけて、対話型市場調査（サウンディング）を実施しており、当該調査結果を踏まえ、地域住民の福祉向上や地域資源の活用や住民参加を通じた持続可能な社会づくりの推進などを目的とし、子ども・若者支援に関する事業や福祉に関する事業など4つのテーマを掲げて、現在事業者の公募を行っている。
特記事項 配付資料あり（【非公募の理由】ほか）
審査結果 原案可決（全員賛成）

3. 議案第59号 川西市市民体育館等整備に伴うPFI事業に係る事業契約の変更について

議案の概要
本案は、川西市市民体育館等整備に伴うPFI事業に係る事業契約に基づき、維持管理・運営業務期間中の物価変動に対応して契約金額を変更するにつき、民間資金等の活用に

による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により議会の議決を求めるもの。

質疑の概要

問 当該事業契約については物価変動等によるサービス購入費の見直しを行った結果である旨の説明があったが、運営費及び維持管理費において、物価変動の判定基準年度が異なる理由について伺いたい。

答 運営費については令和6年度に変更契約を締結しているものの、同年度には維持管理費の改定がなかったことから、直近で改定を行った令和5年度を基準としているものである。

特記事項 配付資料あり（1【変更の内訳】ほか）

審査結果 原案可決（全員賛成）

4. 議案第60号 川西市低炭素型複合施設整備に伴うPFI事業に係る事業契約の変更について

議案の概要

本案は、川西市低炭素型複合施設整備に伴うPFI事業に係る事業契約に基づき、維持管理・運営業務期間中の物価変動に対応して契約金額を変更するにつき、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により議会の議決を求めるもの。

質疑の概要

問 当該事業契約の変更においては、維持管理費、運営費及びSPC管理運営費について、消費税を除く企業向けサービス価格指数及び実質賃金指数の変動によるものと認識しているが、PFI事業者が実施する事業内容や業務範囲については変更がないものと理解してよいか。

答 お見込みのとおりである。

特記事項 配付資料あり（1 契約金額変更の内訳と要因についてほか）

審査結果 原案可決（全員賛成）

5. 議案第61号 訴えの提起について

議案の概要

本案は、令和5年10月11日に発生したみつなかホールの水損事故について、スプリンクラーの作動の原因となった修繕請負業者である相手方に対し、本件請負契約における債務の不履行を根拠とする損害賠償請求の訴えを提起するにつき、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるもの。

質疑の概要	質疑なし
特記事項	配付資料あり（1 経緯 ほか）
審査結果	原案可決（全員賛成）

6. 議案第62号 猪名川上流広域ごみ処理施設組合規約の一部を変更する協議について

議案の概要	<p>本案は、猪名川上流広域ごみ処理施設組合の規約に規定している、各構成市町の経費負担割合について、既に事業が完了した基本計画経費と施設建設経費の規定の削除、施設管理・運営経費の規定の変更、令和8年度から実施予定の基幹的設備改良事業に係る経費の新設につき、地方自治法第290条に基づき議会の議決を求めるもの。</p>
質疑の概要	<p>問 施設管理経費については、現在、構成市町の搬入可燃ごみ量で按分するよう規定されており、令和12年度中に開始予定の製品プラスチックの分別収集に合わせて、その実績が反映できる14年度から総ごみ量で按分することへ変更されると説明があったが、今回の規約変更における効果について伺いたい。</p>
答	<p>6年度の実績をもとに試算した結果、本市においては搬入可燃ごみ量で按分した場合における負担率は72.09%であることに対し、総ごみ量で按分した場合における負担率は71.83%となり、負担率が0.26%減少することから、年間で440万円程度が削減できるものと見込んでいる。</p>
特記事項	配付資料あり（1 概要 ほか）
審査結果	原案可決（全員賛成）

7. 議案第67号 使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案の概要	<p>本案は、規律ある財政運営に資するため、川西市財政健全化条例第8条第1項の規程に基づき、使用料及び手数料の規定がある合計20の条例を改正しようとするもの。</p>
質疑の概要	質疑なし
特記事項	なし
審査結果	原案可決（全員賛成）

8 . 議案第 68 号 川西市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本案は、本市における行政課題に柔軟かつ効果的に対応するため、行政組織の再編整備を行うに当たり、条例の一部を改正しようとするもの。

質疑の概要

問 今回の条例改正により、市民環境部を再編し生涯学習部を新設する旨の説明があつたが、職員配置や予算額への影響等について伺いたい。

答 職員配置については、現行の市民環境部の定数を分割する方向で考えているが、新たに部長級職員を配置する必要があるといった事情もあることから、その詳細については検討を進めているところである。また、予算額についても、分割が容易ではない事業も存在することから、同様に検討を進めているところである。

問 市民環境部を再編し、生涯学習部を新設する理由の一つとして、観光資源として文化財の活用があまりできていなかつたとの説明があつたが、今後の観光戦略について市の考えを伺いたい。

答 住宅都市として発展する以前、本市では観光が重要な要素として重視されていたが、住宅都市として発展する中で、観光分野から民間事業者が徐々に撤退する状況となり、その結果、観光的な要素が縮小していると認識している。今後の観光戦略については大きな課題であると考えているが、民間事業者の動向を見極めながら、文化財などのコンテンツを適切に P R し、本市の魅力をアピールしていく方針である。

特記事項 配付資料あり（令和 8 年度川西市行政組織図（案）ほか）

審査結果 原案可決（全員賛成）

9 . 議案第 69 号 川西市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本案は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、社会情勢の変化に対応するとともに、国家公務員等の取扱いに準じて改正するもの。

質疑の概要

問 本案では、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、国家公務員等の取扱いに準じた改正を行うとの説明があつたが、今後、国において見直しが行われた場合における市の対応について伺いたい。

答 宿泊費などについては、本条例からの委任を受けた本条例施行規則の中で、国の省令で定める額と同額とするような規定を設ける改正を予定している。その結果、国が見直した際には、本市の規定も自動的に変更される仕組みとなるものである。

問 現行では、宿泊費について、特別職には1万4000円、一般職には1万3000円を定額支給していたが、今回の改正により都道府県別に上限額が設定され、例えば宿泊費が最も高い東京都へ出張する場合の上限額は、特別職で2万7000円、一般職で1万9000円と引き上げられるが、改正に伴う予算額等への影響について伺いたい。
答 宿泊費の上限額が一部で増額となる一方で、日帰り出張における日当が廃止となることなどの要因を勘案すると、予算額に大きな影響はないものと考えている。
特記事項 なし
審査結果 原案可決（全員賛成）

10. 議案第70号 川西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要
本案は、市内のごみステーションや地域で実施される集団回収から缶や不燃ごみの金属類等の資源物を持ち去る行為の防止及びその他の規定の整理のため、条例の一部を改正しようとするもの。
質疑の概要
問 配付資料によると、本条例改正後における対応として、資源物の持去りに係る現地調査及び行為者への指導等を実施すると記されており、また、令和8年度からはリチウムイオン蓄電池等の分別回収が開始されることから、職員の負担が増大することを危惧しているが、市の見解を伺いたい。
答 現状、資源物の持去りに係る通報があった際に、当課においてパトロールを行ったところ、同一車両による持去りが多いことが確認できていることから、通報件数に対して現地調査に赴く件数は多くはならないのではないかと考えている。
また、リチウムイオン蓄電池の分別回収については、現状の収集体制に変更がなく、一定数の問い合わせがあることは予想しているが、開始当初に集中する程度であると考えている。
問 第11条として、ごみステーションの管理に関する条項を新設している点について、地域によってはごみステーションの管理に協力いただけない方もいると聞き及んでいることから、市の対応について伺いたい。
答 地域の事情や協力できない状況の方もいることは把握しているものの、地域における考え方などもあることから、皆さんで管理していただけるようお願いしていきたいと考えている。
特記事項 配付資料あり（1「川西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部を

改正する条例の制定について ほか)

審査結果 原案可決（全員賛成）

11. 議案第71号 川西市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本案は、岩手県大船渡市で発生した大規模な林野火災を受け、林野火災予防の実効性向上を目的とした林野火災注意報及び林野火災警報の発令等のため条例の一部を改正しようとするもの。

質疑の概要

問 本案は、総務省消防庁において消防防災対策の在り方に関する検討会が開催され、林野火災予防の実効性を高める必要性があるとされたことから、条例の一部を改正するとの説明があったが、近隣自治体の状況について伺いたい。

答 隣接している宝塚市及び猪名川町については、事前に指標や制限区域などを調整した上で、内容は統一したものとなっている。

問 本条例改正及び警報の発令時における市民等への周知方法について伺いたい。

答 広報誌やホームページのほか、市公式LINEなどを通じて広く情報発信するとともに、市民環境部と連携して、農家や自然活動団体等にリーフレットを配付するなど、事前の周知と理解を求めていきたい。

また、警報発令時においてはタイムラグなく周知する必要があることから、事前にひょうご防災ネットへの登録を呼びかけるとともに、ホームページへの掲載や消防車両による巡回広報を行い、市民へ広く周知を図りたいと考えている。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）

12. 議案第73号 令和7年度川西市一般会計補正予算（第5回）

議案の概要

第1表 歳入の全部。歳出第1款議会費。第2款総務費のうち第1項総務管理費第7目公共施設マネジメント費を除く全部。第3款民生費のうち第1項社会福祉費第2目人権推進費及び第3目総合センター費。第4款衛生費のうち第1項保健衛生費を除く全部。第5款労働費。第6款農林業費。第7款商工費。第9款消防費。第10款教育費のうち第7項生涯学習費。第12款公債費。

第2表 緑越明許費補正

第3表 債務負担行為補正

第4表 地方債補正

質疑の概要

(1) 第1表 歳入

質疑なし

(2) 同 歳出

第1款 議会費

質疑なし

第2款 総務費

質疑なし

第3款 民生費

質疑なし

第4款 衛生費

質疑なし

第5款 労働費

質疑なし

第6款 農林業費

質疑なし

第7款 商工費

質疑なし

第9款 消防費

問 災害対策事業において、全国瞬時警報システム（Jアラート）の受信機更新などに伴う業務委託料として275万円を追加している点について、市民からは防災無線における音声が聞き取りにくいとの声が寄せられていることから、市の対応を伺いたい。

答 今回は当該システムにおける受信機の更新となっており、防災無線のスピーカー更新の際には、改めて検証が必要であると考えている。

第10款 教育費

質疑なし

第12款 公債費

質疑なし

(3) 第2表 繰越明許費補正

質疑なし

(4) 第3表 債務負担行為補正

問 し尿中継所維持管理業務において、令和8年度から10年度までの3年間を期間として7590万円の債務負担行為を追加している点について、6年度決算においては当該業務における委託料として1657万円が支出されており、年間の委託料が1.5倍程度に増加していることから、その要因を伺いたい。

答 当該管理業務については、4年度12月議会の債務負担行為補正において、9社から見積りを徴した上で7103万円の債務負担行為を追加している。その後、一般競争入札を行ったところ5社から入札があり、約4970万円で落札され、現在に至っているが、今回、8年度より3年を期間として新たな契約を締結するに際して3社より見積りを徴したところ、人件費の上昇等の理由により、4年度における当該業務委託の債務負担行為と比較して487万円増額となったものである。

(5) 第4表 地方債補正

質疑なし

特記事項 なし

審査結果 原案可決（賛成多数）

13. 議案第80号 令和7年度川西市一般会計補正予算（第6回）

議案の概要

第1表 歳入の全部。歳出第3款民生費のうち第1項社会福祉費。第4款衛生費。第7款商工費。

第2表 繰越明許費補正

質疑の概要

(1) 第1表 歳入

質疑なし

(2) 同 級出

第3款 民生費

問 物価高騰対策商品券等配付事業において、物価高騰対策商品券等配付業務委託料として8億8100万円を追加している点について、事務費の内訳及び委託事業者の選定方法について確認したい。また、当該事業における市民への周知方法について伺いたい。

答 事務費として8157万5000円計上しており、その内訳は、ゆうパック等による配送料が約6600万円、コールセンターの設置及びおこめ券の封入封緘に係る費用が約1600万円となっており、委託事業者の選定方法については、指名競争入札を予定している。

また、市民への周知方法については、広報誌2月号及び3月号に関連記事を掲載することを検討しており、4月以降も状況に応じて丁寧に周知を図りたい。

問 当該事業を行うに当たってはコールセンターを設置すると説明があったが、設置期間や運営体制など、詳細について伺いたい。

答 コールセンターの設置期間は2～3か月程度を予定しており、3名体制で運営したいと考えているが、令和5年度及び6年度に実施した物価高騰対策ギフト券配布事業ではコールセンターへの問い合わせが多くなったことから、状況を見ながら対応していきたい。

問 当該事業の実施にあたり、おこめ券及びバニラVisaギフトカードを比較検討した結果、おこめ券を選択したとの説明があったが、それぞれの発行に係る手数料について伺いたい。また、おこめ券の1人当たり利用可能額は4840円、バニラVisaギフトカードは5000円となっており、市民が利用できる金額に160円の差が生じていることから、この差について市の考えを伺いたい。

答 おこめ券の発行に係る手数料総額は約6300万円、バニラVisaギフトカードの発行に係る経費は約7500万円となっており、市民が利用できる金額が160円減少するものの、購入価格に対する経費率を考慮した結果、おこめ券を選択したものである。

第4款 衛生費

問 水道事業会計支援事業において、水道事業会計への補助金として2億5000万円を追加している点について、令和8年6月検針分から4か月分の水道基本料金を免除するとの説明があったが、下水道基本料金についても免除している自治体が見

受けられることから、本市が水道基本料金のみに限定して免除することに至った理由を伺いたい。また、基本料金免除の実施にあたり、水道のみの場合と下水道も実施する場合のシステム改修費の差について伺いたい。

答 水道基本料金に加え下水道基本料金も免除する場合、別途システム改修が必要となるほか、その改修に要する期間が必要となり、結果として料金の免除開始が遅ることが想定されることから、水道基本料金のみの免除を選択したものである。

答 水道基本料金の免除に係るシステム改修費は200万円程度であるが、下水道基本料金の免除を加えると1.6倍程度の改修費が必要となる。

第7款 商工費

問 中小企業支援事業において、原油等高騰対策中小企業支援金の拡充に要する費用として900万円を追加している点について、想定申請件数を800件としているが、その算定根拠を伺いたい。

答 現在実施している同事業の登録状況を踏まえ、同事業の残期間を考慮した上で、想定件数を800件と設定したものである。また、現状において登録者の多くは川西市商工会の会員であるものの、医療機関等の商工会の会員以外の事業者も対象となることから、今後は申請件数が増加するようPRに努めていきたい。

問 当該事業において、申請件数が800件に到達しなかった場合における今後の市の対応について伺いたい。

答 当該事業において未執行となった事業費については、事業者支援に限らず広く市民を支援できるよう検討していきたい。

(3) 第2表 繰越明許費補正

質疑なし

特記事項

配付資料あり（国総合経済対策に係る本市の対応について）

審査結果 原案可決（全員賛成）